

奈良県告示第百三十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、
次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成二十八年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
松田 雅彦	吉野町国民健康保 険吉野病院	吉野郡吉野町大字 丹治一三〇番地の 一	外科（ぼうこ う又は直腸機 能障害）	平成二十八 年三月三十 一日
下林 幹夫	吉野町国民健康保 険吉野病院	吉野郡吉野町大字 丹治一三〇番地の 一	整形外科（肢 体不自由）	平成二十八 年三月三十 一日
相良 洋三	吉野町国民健康保 険吉野病院	吉野郡吉野町大字 丹治一三〇番地の 一	外科（ぼうこ う又は直腸機 能障害、小腸 機能障害）	平成二十八 年三月三十 一日
松村 憲晃	吉野町国民健康保 険吉野病院	吉野郡吉野町大字 丹治一三〇番地の 一	整形外科（肢 体不自由）	平成二十八 年三月三十 一日
八木 正躬	吉野町国民健康保 険吉野病院	吉野郡吉野町大字 丹治一三〇番地の 一	外科（ぼうこ う又は直腸機 能障害）	平成二十八 年三月三十 一日
島岡 宏行	吉野町国民健康保	吉野郡吉野町大字	整形外科（肢	平成二十八

險吉野病院

一 丹治一三〇番地の

体不自由)

一 年三月三十
日